



宮 崎 県 公 報

平成20年9月4日(木曜日) 第 2013 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(介護老人保健施設)の指定…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の廃止…………… (“) 2

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の廃止…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(介護老人保健施設)の廃止…………… (“) 2
- 土地収用法に基づく土地の立入り許可(3件)(用地対策課) 2
- 道路の区域の変更(2件)…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始…………… (“) 3

公 告

- 県民栄誉賞の受賞者の氏名及びその事績…………… (文化・国際課) 4
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 4
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (“) 4
- 入札公告…………… 6

告 示

宮崎県告示第 674号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年9月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人慶明会 おび中央病院	宮崎県日南市飫肥6丁目2番28号	平成20年8月1日
三州訪問看護ステーションもも	宮崎県都城市花繰町3街区3号	平成20年3月1日

宮崎県告示第 675号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年9月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人再生会鈴木病院	宮崎県日南市飫肥6丁目2番28号	平成20年7月31日

宮崎県告示第 676号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指

定した。

平成20年9月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ひむかメディカル	宮崎県宮崎市清水2丁目2番10号	きよたけ薬局	宮崎県宮崎郡清武町大字船引240番地4	平成20年6月1日
医療法人慶明会	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号	介護老人保健施設おびの里	宮崎県日南市飫肥6丁目1番15号	平成20年8月1日
医療法人友愛会	宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓1170番地	介護老人保健施設さわやかセンター	宮崎県小林市大字堤3008番地1	平成20年7月1日
医療法人朋詠会	宮崎県宮崎市大字島之内6654	小規模多機能型居宅介護アミーチェ	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣1116番地	平成20年7月1日

宮崎県告示第 677号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関(介護老人保健施設)を次のとおり指定した。

平成20年9月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設 おびの里	宮崎県日南市飫肥 6 丁 目 1 番 15 号	平成 20 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 678 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 20 年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人再生会	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	鈴木病院	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	平成 20 年 7 月 31 日
医療法人再生会	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	介護老人保健施設おびの里	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 1 番 15 号	平成 20 年 7 月 31 日
医療法人再生会	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	医療法人再生会鈴木病院	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	平成 20 年 7 月 31 日

宮崎県告示第 679 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 20 年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人再生会	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	医療法人再生会鈴木病院	宮崎県日南市飫肥 6 丁目 2 番 28 号	平成 20 年 7 月 31 日

宮崎県告示第 680 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関（介護老人保健施設）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 20 年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
介護老人保健施設 おびの里	宮崎県日南市飫肥 6 丁 目 1 番 15 号	平成 20 年 7 月 31 日

宮崎県告示第 681 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成 20 年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
道路事業（東九州自動車道（都農～西都）新設工事）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
宮崎県児湯郡都農町大字川北字朝草原、字湯牟田、字尾立、字竜ヶ平
宮崎県児湯郡川南町大字川南字鶴戸ノ本、字下り山、字角谷、字角谷下、字角谷堤尻、字丸尾、字蟻ノ草、字宮田、字宮田下、字宮田上、字境谷下、字沓袋畑、字古場山、字国光、字国光原、字黒岩、字黒岩北、字山ノ口、字山下道上、字山瀬谷、字市納上、字松尾谷、字上ノ原南分、字上ノ原北分、字森ヶ久保、字須田久保、字西牟田、字赤坂下、字赤石、字前ノ田南、字前ノ田、字前ノ田村下、字前田、字大迫、字谷ノ口、字中の迫、字天神本、字土尻、字東国光、字湯牟田、字内野丸、字八幡山、字尾花坂上、字尾花西平、字北原、字明野、字綿打、字綿打上、字野中、字職立、字蔵座村、字西川、字登り口、字丸山西原
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字下耳切、字牛牧原、字五郎丸、字五郎丸河原、字荒原、字黒土田、字塚谷、字市ノ山、字西小並、字竹嶋、字中尾、字南中原、字崩戸、字北牛牧、字北中原、字北唐木戸、字牧内、字野首、字老瀬坂上
宮崎県児湯郡新富町大字新田字壺町田、字永牟田、字音明寺、字下出口、字下川、字下谷川、字下迫口、字花園、字勤大寺、字岩瀬、字駒取場、字向原、字出口、字上新開、字上谷川、字新橋、字西河原、字石田、字前原、字大中原、字大迫、字大牟田、字中原、字中尾、字吐合、字土橋、字八幡上、字尾小原、字部頭迫、字綿打、字門田、字柳田
宮崎県西都市大字岡富字岡富、字宮ノ前、字宮ノ東、字船倉下、字仲川原、字尾崎
- 4 立ち入ろうとする期間
平成 20 年 9 月 4 日から平成 21 年 9 月 3 日

宮崎県告示第 682 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。

平成 20 年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
道路事業（九州縦貫自動車道宮崎線（清武 J C T）改築工事）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県宮崎郡清武町大字今泉字柳ヶ谷、字三ツ杭、字内平、字穴ヶ迫、字川平
 4 立ち入ろうとする期間
 平成20年9月4日から平成21年9月3日

宮崎県告示第 683号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第11条第 2 項の規定により、次のとおり土地立入りの許可をした。
 平成20年9月4日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 起業者の名称
西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類
道路事業（高速自動車国道東九州自動車道新設工事（門川インターチェンジから都農インターチェンジまで））
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

宮崎県東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ平、大字門川尾末字分蔵、字分蔵上中須、字下宮川内、字上宮川内、字小堤、字堀ノ内、字森ノ前、字黒岩、字黒岩谷、字太田、字西又、字宮ノ迫、字下ヶ原、字由良ノ口、字弓田、字堂ノ本、字地蔵面、大字加草字船越、字堂ヶ内、字壺町田、字庵作、字岡花、字米田、字加草口、字深迫、字海田、字枝、字倉谷、字柳ヶ谷、字楠本、字京手、字霜月田

宮崎県日向市大字日知屋字荒平、字西迫、字団子ノ越、字淀原、字ホセキギワ、字下弘、字池ノ内、大字富高字程ヶ迫、字板平、字鍛冶屋ヶ原、字前原、字山田、字北の迫、字長迫、字鶴ノ田、字上切畑、字下切畑、字上鷹巣、字山下、大字塩見字上切畑、字駄撃原、字蔵ノ後、字古城内、字上ノ坊、字瀬ノ口、字清水、字下中野、字権現原山添、字東ヶ迫、字坊の下、大字財光寺字大谷尻、字池ノ田、字樋ノ口、大字平岩字下ノ原、字恵良ノ田、字北前田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字深田、字清水の元、字馬込、字馬込南畑、字小田、字三拾歩、字坂ノ下、字岡、字谷口、字平尾、字本村、字コウ地、字中ノ別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字カバル、字ナガソ、字中高鳥、字上高鳥、字下高鳥、字タラミ田、字西鳥越、字ウド山、字山ヶ田、字南前田、字片平山、大字幸脇字西境川、字宮田、字天狗日暮、美々津町字田代ヶ原、字大丸、字美山ヶ辻、字麻附、字井手口、東郷町山陰字落鹿、字日平、字山ノ口、字向ヲ原

宮崎県児湯郡都農町大字川北字西ノ郡、字寺下、字下原、字宮原、字内野後原、字西尾立、字西原、字境谷、字舟川、字舟川中原、字舟川前田、字舟川尾立、字榎谷、字牧川、字木戸ノ平、字荒崎平、字馬場口、字瓜生尾立、字朝草原、字湯牟田、字俵石、字尾立、字竜ヶ平

- 4 立ち入ろうとする期間
平成20年9月4日から平成21年9月3日

宮崎県告示第 684号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成20年9月4日から平成20年9月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成20年9月4日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土原町下那珂字浮橋7434番 6 地先から同市同町下那珂同字7431番地先まで	旧	15.0 ~ 18.6	24.0
				新	13.6 ~ 14.8	24.0

宮崎県告示第 685号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成20年9月4日から平成20年9月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成20年9月4日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字奈木956番 4 地先から同郡同町同区田代同字 956番 4 地先まで	旧	18.2 ~ 19.0	15.0
				新	28.6 ~ 36.0	15.0

宮崎県告示第 686号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、平成20年9月4日から平成20年9月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成20年9月4日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字奈木956番 4 地先から同郡同町同区田代同字 956	平成20年9月4日

番 4 地先ま
で

公 告

宮崎県県民栄誉賞表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により、平成20年 9 月 1 日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成20年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 氏名

松田 丈志

2 事績

平成20年 8 月13日、北京オリンピック競泳男子 200メートルバタフライにおいて銅メダルを獲得し、広く県民に大きな夢と感動を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー佐土原店

宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島県鹿児島市南栄 3 丁目14番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦

鹿児島県鹿児島市南栄 3 丁目14番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 4 月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,056㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 175台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北西側 40台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 160㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北側 (No.1) 15㎡

建物内北側 (No.2) 15㎡

建物内北側 (No.3) 15㎡

建物内北側 (No.4) 15㎡

合計 60㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

建物西側駐車場 午前 8 時30分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物西側駐車場南西側 1 箇所（出入口）、

建物西側駐車場北側 1 箇所（出入口）、

建物西側駐車場南側 1 箇所（出入口）

合計 3 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

建物北側 午前 6 時～午後 8 時

8 届出年月日

平成20年 8 月22日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年 9 月 4 日から平成21年 1 月 5 日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年 9 月 4 日から平成21年 1 月 5 日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年 9 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店

児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀

宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号

ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の 1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,815㎡

(変更後) 3,281㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 南棟東側 (No.1) 40台、
北棟東側 (No.2) 53台、
南棟南側 (No.3) 17台
合計 110台

(変更後) 南棟東側 (No.1) 40台、
北棟東側 (No.2) 107台、
南棟南側 (No.3) 23台
合計 170台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 南棟東側 (No.1) 10台、
南棟東側 (No.2) 16台、
南棟東側 (No.3) 6台、
南棟南側 (No.4) 10台、
北棟南側 (No.5) 10台
合計 52台

(変更後) 南棟東側 (No.1) 10台、
南棟東側 (No.2) 16台、
南棟東側 (No.3) 6台、
南棟南側 (No.4) 10台、
中央棟南側 (No.5) 10台、
北棟東側 (No.6) 46台
合計 98台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 南棟内部南側 (No.1) 132.7㎡、
南棟北側 (No.2) 72.5㎡、
北棟南側 (No.3) 45.6㎡、
合計 250.8㎡

(変更後) 南棟内南側 (No.1) 132.7㎡、
南棟北側 (No.2) 72.5㎡、
中央棟南側 (No.3) 45.6㎡、
北棟東側 (No.4) 50.0㎡
合計 300.8㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 南棟内部西側 (No.1) 15.6㎡、
南棟内部西側 (No.2) 14.7㎡、
南棟内部北側 (No.3) 6.1㎡、
南棟内部南側 (No.4) 7.5㎡、
北棟内部西側 (No.5) 4.5㎡、
北棟内部西側 (No.6) 4.5㎡、
北棟内部西側 (No.7) 3.0㎡
合計 55.9㎡

(変更後) 南棟内西側 (No.1) 15.6㎡、
南棟内西側 (No.2) 14.7㎡、
南棟内北側 (No.3) 6.1㎡、
南棟内南側 (No.4) 7.5㎡、
中央棟内西側 (No.5) 4.5㎡、
中央棟内西側 (No.6) 4.5㎡、
中央棟内西側 (No.7) 3.0㎡、
北棟東側 (No.8) 7.05㎡
合計 62.95㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 生活協同組合コープみやざき

開店時刻 午前10時00分

閉店時刻 午後9時30分

未定

開店時刻 午前10時00分

閉店時刻 午後9時30分

(変更後) 生活協同組合コープみやざき

開店時刻 午前10時00分

閉店時刻 午後9時30分

ナチュラル株式会社

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 午後11時00分

未定

開店時刻 午前10時00分

閉店時刻 午後9時30分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 南棟東側駐車場、北棟東側駐車場及び南棟南側駐車場

午前9時30分～午後9時45分

(変更後) 南棟東側駐車場 午前9時30分～午後9時45分

北棟東側駐車場 午前8時30分～午後11時30分

南棟南側駐車場 午前9時30分～午後9時45分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 南棟東側駐車場東側 1箇所、北側 1箇所、南側 1箇所

北棟東側駐車場東側 1箇所、南側 1箇所

南棟南側駐車場北側 2箇所

合計 7箇所

(変更後) 南棟東側駐車場東側 1箇所、北側 1箇所、南側 1箇所

北棟東側駐車場東側 2箇所、南側 1箇所

南棟南側駐車場北側 2箇所

合計 8箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 南棟内部南側 午前6時00分～午後9時30分

南棟北側 午前6時00分～午後9時30分

北棟南側 午前6時00分～午後9時30分

(変更後) 南棟内南側 午前6時00分～午後9時30分

南棟北側 午前6時00分～午後9時30分

中央棟南側 午前6時00分～午後9時30分

北棟東側 午前6時00分～午後10時00分

4 変更する年月日

平成21年4月8日

5 変更する理由

生活協同組合コープみやざき高鍋店の北側に隣接する大規模小売店舗と敷地を一体化することにより、来客の利便性と相乗効果を高めるため。

6 届出年月日

平成20年8月7日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年9月4日から平成21年1月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年9月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 警察署等ネットワーク機器一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による

(3) 契約期間 平成21年2月1日から平成26年1月31日まで

(4) 納入場所 仕様書による

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)若しくはその他であ

ること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509 電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成20年10月3日(金)午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成20年9月4日から平成20年10月14日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成20年9月4日から平成20年10月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 平成20年9月19日(金)午後1時

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部7階703会議室

(2) 日時 平成20年10月15日(水)午後1時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Network System at Police relative institutions, 1 set

(2) Time limit for tender: 1:00 p.m. 15 Oct, 2008

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110